

## 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費のあらまし

付：福祉用具貸与のあらまし

### 1 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給について

在宅の要介護（支援）者が、入浴や排せつに用いる福祉用具などの一定の物の購入を行ったときは、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費として、介護保険から払い戻されます。支給額は、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の対象となる福祉用具購入の費用のうち、各被保険者の負担割合を差し引いた7～9割相当額で、支給限度基準額（10万円）の7～9割（7～9万円）が上限になります。

□ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の対象となる福祉用具購入

- ① 腰掛便座 — 次のいずれかに該当するものが対象となります。
  - ・ 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）。
  - ・ 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
  - ・ 電動式やスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
  - ・ 便座やバケツなどからなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）。
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 — 自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、要介護（支援）者やその介護を行う者が容易に交換できるものが対象となります。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するものや専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれます。
- ③ 入浴補助用具 — 座位の保持や浴槽への出入りなどの入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものが対象となります。
  - ・ 入浴用いす — 座面の高さが概ね 35 cm以上のものやリクライニング機能があるもの。
  - ・ 浴槽用手すり — 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの。
  - ・ 浴槽内いす — 浴槽内において利用することができるもの。
  - ・ 入浴台 — 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽内への出入りを容易にすることができるもの。

- ・ 浴室内すのこ － 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの。
- ・ 浴槽内すのこ － 浴槽の中において浴槽の底面の高さを補うもの。
- ・ 入浴用介助ベルト － 要介護（支援）者の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの。
- ④ 簡易浴槽 － 空気式や折りたたみ式などで容易に移動できるものであって、取水や排水のために工事を伴わないもの対象となります。
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 － 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの対象となります。
- ⑥ 排泄予測支援機器（令和4年4月1日から新規種目追加） － 膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を要介護（支援）者に通知するものが対象となります。

※ 以下の福祉用具については、貸与（レンタル）と販売の選択ができます。（令和6年4月1日から新規種目追加）

- ⑦ スロープ － 主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものが対象となります。  
便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬性のものは除かれます。
- ⑧ 歩行器 － 脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器が対象となります。  
車輪・キャスターが付いている歩行車は除かれます。
- ⑨ 歩行補助つえ － カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限られます。

□ 一部の福祉用具に係る貸与（レンタル）と販売の選択性の導入に伴う留意事項

選択性の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行う必要があります。

選択制の対象福祉用具の提供に当たって、福祉用具貸与については、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行う必要があります。

特定福祉用具の販売については、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認する必要があります。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう務める必要があります。

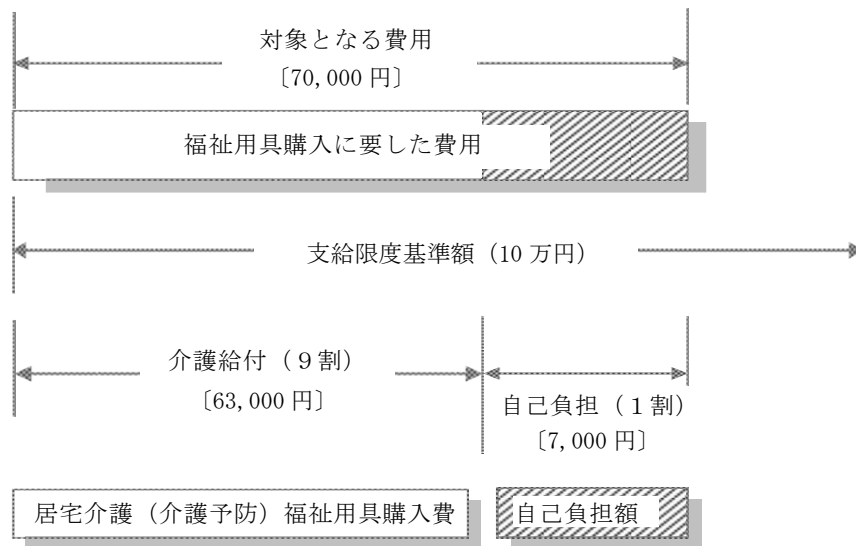
□ 福祉用具の貸与対象と購入費対象の考え方

福祉用具は原則貸与（レンタル）ですが、例外として次のものは、福祉用具購入費の支給対象となります。

- ・ 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感があるもの。
- ・ 使用により元の形態や品質が変化し再利用できないもの。

福祉用具貸与（レンタル）の対象になるものについては、7～8ページを参照してください。

（例）1割負担の方で7万円の福祉用具を購入した場合



□ 福祉用具購入費の支給限度基準額

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（4月から翌年3月まで）あたり10万円です（消費税を含みます。）。再度、福祉用具購入を行った場合、それまでの購入額の累計が10万円に達していなければ、その残額を上限として支給を受けることができます。

□ 同一種目の福祉用具の重複購入について

同一種目の福祉用具の購入費支給は、1回に限られています。ただし、破損（故意によるものは除く）や介護の必要の程度が著しく高くなった場合などの特別の事情があるときは、同一種目について再び福祉用具購入費が支給される場合があります。

なお、ロフトランド・クラッチやスロープについては、種目の性質等から複数個の利用が想定されるため、同一種目の福祉用具であっても重複購入が認められます。ただし、盛岡市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書の特定福祉用具が必要な理由の欄に複数個必要な理由や個数を記入してください。



## 2 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の手続き

■ まず、特定福祉用具販売事業所に相談します。

要介護（支援）者の日常生活の自立援助のために福祉用具購入が必要と思われた時には、まず、特定福祉用具販売事業所に相談してください。

□ 福祉用具購入についての相談窓口

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の対象となる福祉用具には一定の要件がある（1ページ参照）ことから、希望する福祉用具が介護保険給付の対象となるかどうかについても特定福祉用具販売事業所に相談してください。

また、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）の介護支援専門員（ケアマネジャー）や市役所介護保険課受付給付係でも相談に応じていますので、お気軽にお問い合わせください。

特定福祉用具販売事業所指定事業者一覧（盛岡市内）

令和6年4月現在

福祉用具購入 (20 事業者)		
株式会社 ケア・テック	盛岡市湯沢 16 地割 15 番地 8	654-3638
ツカサコーポレーション	盛岡市羽場 10 地割 1 番地 9	639-0001
第一商事株式会社レディーズ・アイ事業部	盛岡市加賀野一丁目 19 番 29 号	651-0121
ダスキンヘルスレント盛岡ステーション	盛岡市上堂一丁目 4 番 38 号	601-1110
ニチイケアセンター盛岡北	盛岡市みたけ三丁目 38 番 50 号	648-1571
株式会社小田島アクティ 介護用品部岩手営業所	盛岡市津志田町一丁目 11 番 15 号	636-1208
コープ介護・福祉センター	盛岡市長橋町 17 番 35 号	643-9131
日本パック・リハビリ株式会社盛岡営業所	盛岡市みたけ四丁目 14 番 37 号	646-7741
株式会社 サンメディカル 肴町店	盛岡市肴町 2 番 31 号	653-8133

エム指定福祉用具センター	盛岡市本宮三丁目 29 番 1 号	635- 6580
ウェルネス生活研究所	盛岡市本宮六丁目 1 番 47 号	635- 7114
パナソニックエイジフリーショップ盛岡	盛岡市乙部 28 地割 25 番地 2	675- 1531
福祉用具事業所すがわら	盛岡市湯沢東三丁目 17-13	632- 2525
有限会社東日本福祉機器商会 盛岡営業所	盛岡市三本柳 9 地割 10 番地 3	639- 7251
けんこう	盛岡市津志田町一丁目 14 番 25 号	070- 1521- 3061
フォレスト福祉用具サービス盛岡	盛岡市本宮六丁目 1 番 6 号 ランドシティ盛南Ⅲアベニュー101 号	656- 5252
安心生活	盛岡市月が丘三丁目 49 番 6 号	681- 7367
DCM盛南店	盛岡市向中野七丁目 16 番 77 号	631- 1582
シルバーレンタルサービス盛岡	盛岡市上田一丁目 1 番 30 号	604- 1011
アースサポート盛岡	盛岡市厨川一丁目 16 番 3 号	645- 4700

■ 福祉用具を購入します。

福祉用具を購入します。その際には、販売事業所から領収書、購入した福祉用具のパンフレット（またはその写し）や特定福祉用具の概要を記載した書類等を受け取ってください。

特定福祉用具販売事業所へのお願い

要介護（支援）者へ福祉用具を販売した時は、必ず、領収書、販売した福祉用具のパンフレット（またはその写し）や特定福祉用具の概要を記載した書類等を交付してください。

■ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書などを市役所介護保険課受付給付係に提出してください。必要な書類は次のとおりですので、確認欄（□）でチェックしてください。

- 盛岡市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書  
(添付のものをご利用ください。)
- 領収書（社名・社印が記載・押印された原本をお持ちください。)
- 福祉用具のパンフレットまたはその写し

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書の記入上の留意点

- ① 申請者氏名や申請者住所の欄は、要介護（支援）者の氏名や住所を記入してください。
- ② 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支払いは、銀行・信用金庫・農協の口座への振込になります。このため、お使いの通帳を確認の上、口座振替依頼欄に口座番号や口座名義人などを記入してください。
- ③ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支払いを受ける権利は、要介護（支援）者にあります。このため、他の方の名義の口座へ振込を希望される場合には、受領委任の欄に要介護（支援）者の氏名を記入し、必ず押印してください。印鑑は、認印で構いません。

■ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費が支払われます。

書類を審査して間違いがなければ、盛岡市は居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を指定の口座に振り込みます。支払いは、申請書などを提出した月の翌月の下旬になります。

受領委任払制度とその手続き

盛岡市では、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給につきまして、一定の要件の下に、受領委任払制度を設けています。受領委任払制度は、要介護（支援）者が居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給額に相当する費用を販売事業所に支払わなくてもよいこととし、その代わりに、盛岡市からの居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受け取りを販売事業所に指定するしくみです。詳しくは市役所介護保険課受付給付係にお問い合わせください。



### 3 福祉用具貸与のあらまし

心身の機能が低下し日常生活を営むことに支障のある要介護（支援）者の日常生活の便宜などを図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具は、介護保険の福祉用具貸与のサービスとして利用することができます。

福祉用具貸与のサービスを利用するためには、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これに利用を組み込む必要があります。居宅サービス計画の作成については、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）の介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談してください。

#### □ 福祉用具貸与の対象となる福祉用具

- ① 車いす — 自走用標準型車いすや普通型電動車いす、介助用標準型車いすが対象となります。
- ② 車いす付属品 — クッションや電動補助装置などであって、車いすと一体的に使用されるものが対象となります。
- ③ 特殊寝台 — サイドレールが取り付けられているものや取り付けることが可能なものであって、背部や脚部の傾斜角度が調整できる機能または床板の高さが無段階に調整できる機能のいずれかが有るものが対象となります。
- ④ 特殊寝台付属品 — マットレスやサイドレールなどであって、特殊寝台と一体的に使用されるものが対象となります。
- ⑤ 床ずれ防止用具 — 次のいずれかに該当するものが対象となります。
  - ・ 送風装置や空気圧調整装置を備えた空気マット
  - ・ 水などによって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
- ⑥ 体位変換器 — 空気パッドなどを身体の下に挿入することにより、要介護（支援）者の体位を容易に変換できる機能が有るものが対象となり、体位の保持のみを目的とするものを除きます。ただし、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となります。
- ⑦ 手すり — 取り付けに際し工事を伴わないものが対象となります。
- ⑧ スロープ — 段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものが対象となります。
- ⑨ 歩行器 — 歩行が困難な方の歩行機能を補う機能が有り、移動時に体重を支える構造が有るものであって、次のいずれかに該当するものが対象となります。
  - ・ 車輪が有るものにあっては、体の前や左右を囲む把手などが有るもの。
  - ・ 四脚が有るものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。
- ⑩ 歩行補助つえ — 松葉づえやカナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッ

ち、プラットホームクラッチ、多点つえが対象となります。

- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 — 認知症老人が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し、家族や隣人などへ通報するもの。
- ⑫ 移動用リフト（つり具の部分を除く。） — 床走行式や固定式、据置式であり、身体をつり上げたり体重を支える構造が有るものであって、その構造により、自力での移動が困難な方の移動を補助する機能が有るもの（取り付けに住宅の改修を伴うものを除く。）。
- ⑬ 自動排泄処理装置 — 尿や便が自動的に吸引されるものであり、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造が有るものであって、要介護（支援）者やその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部分（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、要介護（支援）者やその介護を行う者が容易に交換できるものをいう）を除く。）。

※ ただし、①～⑥、⑪、⑫については「要支援1・2」「要介護1」の方、⑬（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）について、「要支援1・2」「要介護1・2・3」の方は原則として、福祉用具の貸与対象となりません。

#### □ 障がい者施策における補装具・日常生活用具と介護保険における福祉用具

介護保険の福祉用具貸与・購入費支給と障がい者施策とは次のように調整されます。

##### ○ 補装具と福祉用具貸与


身体障害者福祉法による補装具の品目のうち、車いす・歩行器・歩行補助つえは、介護保険の福祉用具貸与の対象となっています。したがって、要介護（支援）者である障がい者は、これらの品目については、介護保険から福祉用具貸与として給付を受けます。

ただし、福祉用具貸与の対象品目は、標準的な既製品からの選択となるため、医師などにより障がい者の身体状況に個別に対応することが必要と判断された場合には、障がい施策から補装具として給付されます。

##### ○ 日常生活用具と福祉用具貸与・購入費

障がい者施策による日常生活用具給付等事業の品目のうち、特殊寝台・特殊マット・体位変換器・歩行支援用具・移動用リフト・特殊尿器・入浴補助用具・便器・移動・移乗支援用具は、介護保険の福祉用具貸与・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の対象となっています。これらは、障がいの状況に応じて個別に適合を図るものではないため、要介護（支援）者である障がい者は、これらの品目については、介護保険から福祉用具貸与・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費として給付を受けます。





居宅介護（介護予防）福祉用具購入費や福祉用具貸与のことをはじめ、介護保険制度についてのお問い合わせは次までどうぞ。

盛岡市保健福祉部介護保険課受付給付係

TEL（代表） 0 1 9 - 6 5 1 - 4 1 1 1 内線 3 5 3 2 ~ 3 5 3 4

（ダイヤルイン） 0 1 9 - 6 2 6 - 7 5 6 1

